

学校法人酪農学園寄附行為施行規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人酪農学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の規定に基づく、学校法人酪農学園（以下「学園」という。）の組織及び運営について、その基本的事項を定めることを目的とする。

(効力)

第2条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第36条第2項及び寄附行為第17条第2項に定める理事会の業務決定の権限に基づいて定めるものであり、学園の定める諸規程において、寄附行為に次ぐ効力を有する。

(理事会の業務決定権限)

第3条 理事会は、学園の業務について、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 寄附行為第23条に規定する評議員会への諮問事項
- (3) 決算の承認
- (4) 理事長、常務理事、理事及び評議員の選任
- (5) 監事候補者の選出
- (6) 人事のうち重要と認めるもの
- (7) 学則及び教授会規程その他理事会の定める諸規程の制定及び改廃
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項

2 理事会は、寄附行為第18条の規定に基づき、前項に定める事項を除き、学園の業務決定の権限を理事長に委任する。

3 理事会は、寄附行為第18条の規定に基づき、前項の定めによる学園の業務決定の権限の一部を、学長及び校長に委任する。

(理事長)

第4条 理事長は、理事会を招集し、その議長となって議案を提出し、その審理をつかさどる。

2 理事長は、学園を代表し、前条第2項及び前項に定めることのほか、学園の業務を総理する。

(学長)

第5条 学園の設置する酪農学園大学（以下「大学」という。）に学長を置く。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項の規定に基づき、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(校長)

第6条 学園の設置する酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校（以下「高校」という。）に校長を置く。

2 校長は、学校教育法第62条（同法第37条第4項の準用）の規定に基づき、高校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(理事長への業務決定権限委任事項)

第7条 理事会は、第3条第2項の規定に基づき、学園及び学園が設置する学校の業務のうち、同条第1項、第8条及び第9条に定める事項以外の業務で、次に掲げる業務の決定の権限を理事長に委任する。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の事務組織及び日常運営に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 事業計画の実施に関する事項
- (4) 理事長に委任された業務の運営に関する諸規程の改廃に関する事項
- (5) 職員の人事（採用、昇格、降格、賞罰）に関する事項
- (6) 任期を伴う管理職（学群長、教頭等）の任用、解任に関する事項
- (7) 職員代表者との団体交渉（中央団交）に関する事項
- (8) 収益事業の実施に関する事項
- (9) 理事会及び評議員会付議事項（議案）の作成に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか日常の業務運営に関する事項

(学長への業務決定権限委任事項)

第8条 理事会は、第3条第3項の規定に基づき、大学の管理・運営に関する業務のうち、同条第1項及び前条に定める事項以外の業務で、大学の教育・研究に関する次に掲げる業務の決定の権限を学長に委任する。

- (1) 教学業務に関する事項
- (2) 研究業務に関する事項
- (3) 社会貢献業務に関する事項
- (4) 予算（教育研究経費）の執行に関する事項
- (5) 大学の事業計画の実施に関する事項
- (6) 大学運営に関する諸規程の改廃に関する事項
- (7) 任期を伴う管理職（教育職員、学類長等）の任用、解任に関する事項
- (8) 大学運営に係る職員代表者との団体交渉（支部団交）に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか日常の大学運営に関する事項

(校長への業務決定権限委任事項)

第9条 理事会は、第3条第3項の規定に基づき、高校の管理・運営に関する業務のうち、同条第1項及び第7条に定める事項以外の業務で、高校の教育に関

する次に掲げる業務の決定の権限を校長に委任する。

- (1) 教学業務に関する事項
- (2) 社会貢献業務に関する事項
- (3) 予算（教育研究経費）の執行に関する事項
- (4) 高校の事業計画の実施に関する事項
- (5) 高校運営に関する諸規程の改廃に関する事項
- (6) 高校運営に係る職員代表者との団体交渉（支部団交）に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか日常の高校運営に関する事項

（復委任）

第 10 条 理事長、学長及び校長は、理事会から委任された事項の一部を、理事会の定める諸規程及び理事会の決定に反しない範囲で、具体的に当該事項を示し、所属職員に委任することができる。

（組織規則）

第 11 条 学園の組織に関する基本的事項は、学校法人酪農学園組織規則で定める。

（就業規則）

第 12 条 学園の職員の就業に関する基本的事項は、次に掲げる区分毎の就業規則で定める。

- (1) 雇用期間の定めのない常勤の職員
- (2) 雇用期間の定めのある常勤の職員
- (3) 非常勤の職員

（会計規則）

第 13 条 学園の財務及び会計に関する基準は、学校法人酪農学園会計規則で定める。

（旅費規則）

第 14 条 学園の旅費に関する基本的事項は、学校法人酪農学園旅費規則で定める。

（教授会）

第 15 条 大学の各学群に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べ、各学群の教育・研究に関する事項を審議する。
- 3 教授会は、各学群長が議長となり、その審議の状況を学長に報告するものとする。
- 4 教授会の運営については、酪農学園大学教授会規程で定める。

(学校管理)

第 16 条 学園の設置する大学及び高校の管理は、学校教育法第 5 条の定めに基づき、この規則の定めるところにより行わなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

(改廃)

第 18 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則 (2020 年 11 月 30 日規則 2020-2 号)

- 1 この規則は、2020 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、学校法人酪農学園寄附行為施行細則 (2012 年 5 月 11 日規程 2012-1 号) は廃止する。